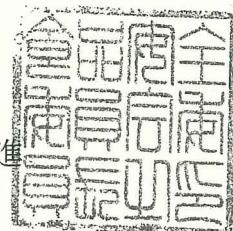




府食第205号
平成27年3月17日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成27年3月9日付け厚生労働省発食安0309第4号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められたラクトフェリンについては、平成24年4月5日付け府食第343号により動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるとする評価結果を通知したところであり、その後、国内外において農薬及び飼料添加物としての使用が確認されないことから、新たな科学的知見の存在は確認できない。また、ラクトフェリンを有効成分とする動物用医薬品が適切に使用された結果、乳や肉等に通常含まれる以上の量が含有される可能性は低いと考えられ、アレルギーを含む畜産食品のリスクを増加させるものではないと考えられる。

よって、ラクトフェリンは、動物用医薬品として適切に使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられ、本件は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。